

大切な作物を
鳥獣被害から守りましょう

鳥獣被害防止資材類の購入を助成します

電気柵

- ・組合の認めたもの
- ・セット品のみ(部品のみは不可)

防獣網

- ・組合が認めたもの
- ・セット購入で支柱も可
- ・支柱はセキスイ黒26φに統一し、1本/mとする(支柱のみは不可)

防鳥網

- ・組合が認めたもの
- ・ネットのみ(支柱は不可)

助成率
助成金額

30% 以内
上限 70,000円

申請期限

令和6年9月30日(月)

- 助成対象は正組合員で事前に組合の承認を受けた者となります。
- 適用は事前に組合の承認を受け、その年度の9月末日までに事業助成申請書が提出され、10月末日までにその代金支払いが完了した物件が対象になります。

お問合せ 営農部 営農企画課 ☎0266-71-2700

JA ファーム茅野 ☎ 82-5151 南部センター資材 ☎ 72-2157 原村営農センター資材 ☎ 79-2524

JA ファームふじみ ☎ 62-2325 JA グリーンファームすわ ☎ 57-2203 田中線センター ☎ 24-3206

鳥獣被害防止対策支援事業 実施要領

(目的)

第1条 この事業は、3ヵ年計画（令和4年度～令和6年度）に基づき、農業生産基盤づくりによる農業生産の維持拡大を実現するため、営農継続と地域農業振興の支援を図る事を目的として「鳥獣被害防止資材類」を購入した正組合員へ助成金を交付するものとし必要事項を定める。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げるものとする。

- 1 正組合員で事前に組合の承認を受けた者。

(実施内容)

第3条 事業実施内容は、別に定める対象物件表による。

(適用条件)

第4条 対象期間は令和4年度から令和6年度の3ヵ年とし、第3条に定める対象物件とする。

- ② 適用条件は前項の対象物件で、事前に組合の承認を受け、その年度の9月末日までに事業助成金交付金申請書（様式-1）が提出され、10月末日までにその代金支払いが完了した物件とする。
- ③ 助成予算 単年度 2,000,000 円以内、3年間累計総額 6,000,000 円以内。
- ④ 助成内容 助成率 30%以内とする。但し、助成金の上限は 70,000 円とし単年度で1正組合員1申請とする。
- ⑤ 助成予算の総額を超過しないよう進捗管理を行い、超過する場合は対象期間内でも申請の受付を終了することができる。

(禁止行為)

第5条 対象者は、本来の目的に反する使用を行ってはならない。

(助成金の交付方法)

第6条 助成金の交付決定は、別に定める事業助成金交付金申請書（様式-1）に基づき、経済事業担当常務理事が行う。

- ② （適応条件）第4条④助成内容に準じ、毎年2月末までに助成金の交付を行う。
- ③ 助成金の交付は、当組合に開設された対象者（正組合員）名義の当座性貯金口座へ振込む。

(原資)

第7条 助成金は、営農指導直接費より支出する。

- ② 事業原資は、全国共済農業協同組合連合会の「JA 共済 地域・農業活性化促進助成金」を活用する。

(改廃)

第8条 この要領は理事会決定により設定する。なお、目的に反しない範囲での軽微な改正は組合長が行なう。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月28日より施行する。
- 2 この要領は、事業終了をもって廃止する。